

平成28年度第12回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成29年1月25日（水）

都庁第二本庁舎31階特別会議室21

(午前10時00分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、委員会のほうを始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから、平成28年度第12回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきましては、評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定に基づきまして、本評価委員会は公開ということで進めさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、途中退席なさっても結構でございます。なお、発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は、会議次第にございますとおり、議事「1 海の森クロスカントリーコースについて」につきまして、昨年12月16日に評価書案を公表し、意見募集が始まってございます。そのことにつきまして、評価書案の意見聴取をさせていただきます。

また、馬事公苑、オリンピックアクアティクスセンター、有明アリーナの3件につきまして、評価書とフォローアップ計画書の御報告をさせていただきます。

それでは、ここから先は会長に進行のほうをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○柳会長 おはようございます。

それでは、議事に従って進めてまいりたいと思います。

議事「1 海の森クロスカントリーコースについて」の「評価書案に係る意見聴取」です。

それでは、最初に事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 去年の12月16日に、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局長より環境局長宛てに、海の森クロスカントリーコースの評価書案の送付を受けましたので、いわゆる諮問でございますが、本日意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料2をご覧ください。「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（海の森クロスカントリーコース）」に係る審議をお願いするものでございます。通常の審議会ですと、先ほど申し上げたとおり、諮問に該当するものでござい

す。

読み上げさせていただきます。

28環総政第849号

平成29年1月25日

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境局長

遠藤雅彦

「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 環境局長決定）の規定に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案（海の森クロスカントリーコース）

以上、よろしくお願ひいたします。

それでは、海の森クロスカントリーコース評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局から説明をいたします。

なお、評価書案の審議につきましては、次回以降の委員会でお願ひできればと考えております。

○臼井施設調整担当課長 それでは、海の森クロスカントリーコースの評価書案について説明させていただきます。

お手元の評価書案の3ページをご覧ください。海の森クロスカントリーコースは、東京港中央防波堤内側埋立地に、仮設で整備される施設でございます。東京2020大会では、オリンピック馬術競技の一つでございます。総合馬術のクロスカントリーの会場として利用される

計画となっております。

表に記載のとおり、計画地面積は約58.7haとなっております、工事予定期間は平成28年度～平成32年度の予定でございます。

次に、9ページをご覧ください。こちらに、計画地周辺の航空写真をお示ししております。計画地は、赤い点線で囲んだ部分となっており、既に昨年御審議いただきました、海の森水上競技場の北側に位置しております。

続いて、10ページの「7.2.4 事業の基本計画」の「(1) 配置計画」をご覧ください。

馬術競技の特性上、競技コースについては競技日の直前まで公開しないことから、本評価書案でも「距離約6km、幅員約15mの芝コース」という設定のみの記載にとどめ、芝コースの詳細は掲載してございません。11ページにお示ししたイメージ図のように、計画地内で約6kmの距離を確保するため、直線と曲線を組み合わせましたコースレイアウトとなる予定でございます。

本評価書案については、平成28年12月16日から平成29年1月29日までの期間で、都民の方々の御意見の募集を行ってございます。

それでは、詳細について、引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 それでは、引き続きまして、評価書案の内容について御説明をさせていただきます。

評価書案の7ページから、計画の内容について記載させていただいております、「7.1 目的」のところでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、クロスカントリーの会場として、本施設につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が計画している会場になります。本事業につきましては、海の森クロスカントリーコース整備のうち、競技コースとなる芝コース、ウォームアップエリアというものの整備、それから障害物を設置するというものでございます。

会場の整備といたしましては、これらの芝コース、ウォームアップエリア以外に諸室（プレハブまたはテント）などの競技関連施設についても、仮設によって整備する計画となっておりますが、現時点ではこれらの競技関連施設の整備計画については未定となっておりますので、本評価書案では芝コースやウォームアップエリアの造成工事、障害物の設置工事等を対象とさせていただいております。

続きまして「7.2 内容」のところの「7.2.1 位置」でございますけれども、9ページのほうで航空写真がございしますが、中央防波堤内側埋立地に「海の森公園（仮称）」という予定

地になっているところがございます。その南側のほうには、海の森水上競技場が整備される計画となっております。

その下の「7.2.2 地域の概況」のところでも少し書いてございますけれども、この計画地が位置しております、海の森公園（仮称）につきましては「海の森（仮称）構想」というものがございまして、そちらの中でスタジイですとか、タブノキ、エノキ等の24万本の植樹を行ってきているところがございます。

続きまして、10ページのところから「7.2.4 事業の基本計画」というところで、事業の内容について記載をさせていただいております。「(1) 配置計画」につきましては先ほど御説明したとおりでございます。

続きまして、13ページに「(7) 移植計画」と記載をさせていただいております。計画地が海の森公園（仮称）の中にあるということもございまして、樹木の移植が一部必須になってございますので、そこら辺の記載をさせていただいているところがございます。海の森クロスカントリーコースの整備に当たりましては、競技用芝コースの設置に伴いまして、これまで植樹をしてきているエリアと重複する可能性がありますので、計画段階から植樹エリアの改変がなるべく少なくなるようにコース設定の検討を行っているといったところがございます。影響を受けると想定される樹木約2万本のうち、9割以上は幼木なのでございますけれども、これらについては原則として海の森公園（仮称）内に移植を行う計画としてございます。芝生コースには、在来種であるノシバを採用する計画となっております。

より具体的な内容が、次の14ページの図面を見ながらお聞きいただければと思います。こちらは海の森公園（仮称）の航空写真を示してございまして、白い点線で囲まれている範囲が、これまで植樹を行ってきたエリアになります。エリアを区切りまして、段階的にこれまで植樹活動を行ってきたといったところになります。ちょうど中央付近にちょっと裸地状になっているような「つどいのくさ原」の計画地ですとか「ふれあいの林」の計画地ですとか、こういったところがまだ現状は裸地状態になっておりますが、その周辺について植樹活動を行って植栽があるというような状況になってございます。

この図の中の紫色の線で示された範囲が、芝コースの計画エリアとなっております、この紫色の範囲を全面的に芝コースを設置するのではなくて、この中の一部に、先ほどございました幅員15m程度の芝コースを計画をしているといったところになります。この紫色の芝コースの計画エリアにつきましては、なるべく周辺のこれまで植樹が行われていた範囲を避ける形で、ちょうど中央部分の今、裸地状になっているようなところを中心とした計画とし

ているといったところになります。

そうは言いましても、一部につきましては既存の樹木が影響を受けるというところがございます、受ける可能性があるかなというのが、黄色で示しております既存樹木が影響を受ける主な範囲といったところになります。中央の裸地化されたところの北側のほう、それから一部南側のほうなどに、こういった受ける範囲といったものが出てくる可能性があるということがございます。

そういった樹木につきましては、緑色の斜線で囲っている範囲になりますけれども、既存樹木の移植先として予定している主な範囲というようなところに、移植を今後行う計画としてございます。

それら以外のところにつきましても、基本的にはこの海の森公園（仮称）内に移植を行うという計画にしております。

移植に際しましては、適正な密度管理について、樹木医などの専門家の意見を参考しながら実施する計画としてございます。

続きまして、15ページの「7.2.5 施工計画」になりますが、工事期間といたしましては、平成28年度から平成32年度の38カ月間の工期を予定してございます。主な工事といたしましても、今回のケースでは諸室関係についてはまだ未定ということもございますので、基本的にはまず樹木の移植を行った後、芝コースの造成、それから路盤、芝張りなどを行って、あとは障害物を設置するという工事になります。

15ページの下の方に「(3) 工事用車両」と書いてございますが、16ページのほうにその台数が記載してございまして、大規模な工事というわけではございませんので、大型車としては68台程度、小型車が9台程度の合計77台ぐらいが、ピーク日において想定される台数になってございます。隣接する海の森水上競技場の工事がございます。そちらの工事と合算した台数といたしましては、大型車が675台、小型車が36台、合計711台ということで、ほぼほぼ海の森水上競技場の車両の台数のほうが多いという状況でございます。

16ページの下の方「7.2.6 供用の計画」でございまして、工事工程は先ほど申し上げたとおり、平成32年度まで竣工して、テストイベント等を行う予定になってございます。

大会後でございますけれども、もともと海の森公園（仮称）として整備される計画でございましたので、引き続き、海の森公園（仮称）として整備をしていくということになってございます。

以上のような計画を踏まえまして、21ページに「8. 環境影響評価の項目」について記載を

してございます。

まず、本事業では、芝コースですとかウォームアップエリアの整備、障害物の設置のほか、最終的には諸室関係の整備を行う予定になってございますけれども、先ほど申し上げたとおり、これらの諸室関係の競技関連施設の整備計画については未定となっております。

ほかの施設も同様でございますけれども、大会の開催中における大会運営、開催後における仮設施設の撤去計画についても、まだ現段階では未定ということもございますので、開催前の競技関連施設の整備、開催中、開催後における環境影響要因につきましては、対象としてございませんでしたので、これらにつきましては、今後、また計画の熟度に合わせて、別途実施する予定としてございます。

本会場につきましては、これまでいろいろな恒久施設等々についてのアセスメントを行ってございましたが、今回は仮設施設となっておりますので、恒久施設に係る環境影響要因については想定されないだろうと考えてございます。

そういった前提を踏まえまして、22～23ページに環境影響評価項目のマトリックス表をつけてございます。まず、選定したものといたしましては「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」となっております。こちらは、海の森公園（仮称）として整備される計画の場所に芝コースを設置することになりますので、こちらは選定をしているといった状況でございます。

選定しなかった項目の一部について、25ページ以降から御説明をさせていただきます。

まず「大気等」でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、工事の規模としては比較的小規模で、工事用車両の台数といたしましてもピーク時で77台程度。周辺の交通量といたしましては、3万台とか5万台ぐらいの幹線道路がございまして、

それから、中央防波堤地区ということもありまして、沿道にも住居等は存在しないということになってございます。

建設機械につきましても、周辺といいますか、住居ですとか公園等が存在する地域からも離れているということもありまして、選定していないということでございます。

「土壌」につきましては、計画地は中央防波堤内側埋立地に位置しておりまして、廃棄物等がございまして、その上に覆土層、それから植栽基盤層が客土されているというような状況でございまして、これらの客土につきましては、有害物質に汚染された土壌を埋め立てた経緯はございません。土地履歴上も、有害物質の取り扱い事業所が存在したということもございません。

今回の工事に当たりまして、移植ですとか一部造成に伴って掘削を行いますけれども、廃棄物層低面下の土壌汚染のおそれがある層を改変することはないということもございまして、選定していないといったところでございます。

「騒音・振動」につきましては「大気等」と同じ理由でございます。

「自然との触れ合い活動の場」でございますけれども、現状ではまだ海の森公園（仮称）として整備されている未開園地ということもございまして、現状では触れ合い活動の場としては存在しないということでございます。

「史跡・文化財」につきましては、埋立地ということもございまして、史跡・文化財ですとか、埋蔵文化財包蔵地については存在しないということでございます。

「廃棄物」につきましては、今回は造成に伴って建設発生土が発生する計画となっておりますが、その全量を現場内で利用する計画となっており、場外への搬出はないということで今は考えてございます。

続きまして、26ページの中で「土地利用」でございます。「土地利用」といたしましては、大会期間中、一時的にオリンピックの施設として利用されるわけですが、もともと海の森公園（仮称）として予定しているところでございまして、大会後につきましては、引き続き、海の森公園（仮称）として利用されるということで、土地利用変化は生じないと考えているといったところでございます。

以上の選定した項目につきまして、27ページから調査予測評価を行っておりますので、その内容について御説明をさせていただきます。

まず、27ページの「9.1 生物の生育・生息基盤」でございますが、37ページに、現況調査結果の一つとして「図9.1-8 現存植生図（現地調査）」のほうを記載させていただいております。見ていただきまして、ブルー系のところが今、植樹が行われているようなところになりまして、番号でいうと、ちょっと濃いブルーの7番ですとか、8番と番号を振っているようなところが、樹高が今は2～3m以上になっているような樹木が植栽されているところになります。少し薄いブルーの9番の番号を振っているようなところにつきましては、樹高が2m未満の植樹地になっているような状況でございます。

中央部分には、先ほど、裸地状態のところがあると申し上げましたが、この肌色っぽい、番号でいうと26番を振ってあるところが、現状では造成裸地となっているところでございます。

続きまして、予測の結果でございますが、43ページをご覧くださいませでしょうか。まず、

「(5) 予測結果」のうちの「(1) 生物・生態系の賦存地の改変の程度」でございますけれども、文章中の下のほうでございますが、事業の実施に当たりましては広場予定地、先ほど、裸地っぽくなっているといったところを中心に芝コースを配置して、植樹エリアの改変が可能な限り少なくなるような計画としているところでございます。

計画地内に生息する2万本の既存樹木については、基本的には海の森公園(仮称)の中に移植する計画としておりますので、計画地内の植樹地についてはほぼ保全されまして、既存樹木の移植地においても落葉等による腐植層や土壌動物の生息環境ですとか、植生の生育基盤等も含めた生物・生態系の賦存地については維持されるものと予測してございます。

「(2) 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」でございますけれども、競技の兼ね合いから、計画地内において芝生コースになりますので、そのことについては新たに樹木による緑化については行えないということでございますけれども、計画地内の既存樹木を海の森公園(仮称)に移植する計画としておりますので、現存と同様の基盤については創出されると考えてございます。

44ページの「9.1.3 ミティゲーション」のところでございますけれども、「(1) 予測に反映した措置」につきましては、先ほど来申し上げているとおり、芝コースの配置ですとか、樹木の移植などについて記載をしております。

「(2) 予測に反映しなかった措置」といたしまして、芝コース、ウォームアップエリアにつきましては、在来種であるノシバを張芝する計画としてございます。

以上をもちまして「9.1.4 評価」といたしましては、生物・生態系の賦存地の現況に対しましては維持されるもので、評価の指標としては満足するものと考えてございます。

続きまして、45ページが「9.2 生物・生態系」でございます。

「9.2.1 現況調査」として、少し主立ったところを御紹介させていただきますと、56ページに植物の調査結果の中で確認しております「(イ) 注目される植物種」を記載してございまして「ジャヤナギ」「オノエヤナギ」「ツツイトモ」「セイタカヨシ」などの4種の重要種と言われているものが確認されているといったところでございますが、主に草本だったり、柳類のものだったりといったものが幾つか点在しているという状況でございます。

そういった中で「(5) 予測結果」でございますが、91ページに記載をさせていただいております。まず、「(1) 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」でございます。先ほど申し上げたとおり、一部の注目種が確認されているような状況でございます。その中で、セイタカヨシとオノエヤナギの生息地について、一部改変される可能性があると考え

えてございます。これらの周辺にはまだまだ生育環境がございますので、そういったところもあります。樹木につきましては、移植する計画としておりますので、周辺地域も含めた植物相、植物群落については維持されると考えてございます。

「2) 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」につきましても、鳥類ですとか昆虫類ですとかクモ類といったもの注目種が一部確認されている状況でございますが、その生息地についても、一部は改変されるのですけれども、もともと移動性のある鳥などもありますし、周辺にも同様の環境もあるといったところでございますので、計画地内の生育した植栽、植樹地については、ほぼ保全されるということ。鳥類ですとか注目される種の生息環境についても、計画地周辺においても確認されておりますので、周辺地域も含めた生息環境としては維持されるのではないかと考えております。

「3) 生育・生息環境の変化の内容及びその程度」でございますけれども、事業の実施に当たりましては、芝コースの配置のレイアウトですとか、既存樹木の移植を実施することによりまして、動植物の生育・生息環境は維持されると考えてございます。

「4) 生態系の変化の内容及びその程度」にも同様でございます。生態系としてのシステムとしては維持されるのではないかと予測してございます。

93ページの「9.2.3 ミティゲーション」につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。これらのミティゲーションを実施することによりまして評価になりますけれども、生物・生態系の現況については維持されて、評価の指標としては満足すると考えてございます。

続きまして、95ページから「9.3 緑」の項目になります。「緑」につきましては、「(5) 予測結果」を99ページに記載をさせていただいております。

まず「1) 植栽内容の変化の程度」でございますけれども、先ほど来申し上げているとおり、植樹エリアの改変が可能な限り少なくなる計画としてございます。既存樹木についても、海の森公園（仮称）の中に基本的には移植する計画としてございますので、現況と同様の植栽内容は維持できると考えてございます。

「2) 緑の量の変化の程度」でございますけれども、こちらも既存の樹木については移植を行うということもございますので、計画地内の緑の量としては維持されると考えてございます。

続きまして、100ページに「9.3.3 ミティゲーション」の記載がございます。こちらも、先ほど来申し上げているとおりでございます。

これらを含めまして「(2) 評価の結果」でございますけれども、計画地における植樹林は維持されて、それからの芝による新たな緑地空間の創出を図ることによりまして、評価の指標としては満足できると考えてございます。

簡単でございますが、御説明としては以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

本日は、この評価書案の説明を受ける日ということで、本格的な審議は次回以降ということになりますが、特に本日、確認しておきたいことがございましたら、お伺いします。

何か御質問はございますか。中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 選定した項目については、今後、議論していく話だろうと思うので、きょうは選定しなかった項目について少しコメントをしておきたいと思います。

選定しなかった項目の「土壌」のところ、25ページの4行目のところに「樹木移植工や造成工に伴う掘削では、廃棄物層底面下の土壌汚染のおそれのある層を改変することはない」と書いてありますけれども、これは廃棄物層も含めて改変しないということではないかなど。そうしておかないと、ここで厄介なのは、ごみの埋立地ですので、中防の内側の焼却灰が入っているのではないかな。これは全量を敷地の中にとどめるとしても、それが表面に出てしまうと、ダイオキシンの場合は問題になりますので、そういう意味では恐らくは覆土層のところを少しいじるぐらいの話で、廃棄物層まではいじらないと思いますので、そうであればそこを丁寧に書いておいていただいたほうがよろしいかなと思います。そうすると理解をしてもらえやすいのではないかなと思いました。それが一つです。

もう一つは、「交通渋滞」は確かに全体の量としては異様に少ないのですが、あそこの現場というのは、常に物すごい交通渋滞が非常に激しいところで、私もたまに行くのですが、いつも大変だと思っているところなので、少ないからいいよという話なのだろうと、評価をするということではないのだろうと思いますけれども、何らかの配慮をして、気にしておく必要はあるのだろうということをコメントさせていただきます。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 まず、1点目の「土壌」の件につきましてですけれども、どこまでの改変があるかというところも確認させていただく必要があるかと思いますが、その確認された状況に応じて、廃棄物層に至らないのであれば、そのことについて整理して書かせていただければと思っております。

また「交通渋滞」につきましては、こちらにありますように、交通量としては万単位の台

数に比べて台数としては少ないというところがございしますが、もともとの交通量が多いというところについて、何か書けることがあるかどうか、考えさせていただければと思っております。

○柳会長 ほかに御意見は、興水委員、どうぞ。

○興水委員 計画案についての御説明だったのですけれども、クロスカントリーのコースについては今、御説明があったとおりで、この評価書案にも書かれていることで大体分かったのですけれども、絵を見ますと、仮設的な施設が建ち上がるようなことが示されています。それがどういう内容でどういうことになっているのかということの説明がこの案にはなかったもので、もう少しそれを御説明いただきたいなと思います。

それから、観客がどこに行って、どのようなことになるのかという人の出入りについてがこのままだとよく分からないので、その辺についても補足していただきたいと思っています。

以上です。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 仮設施設の配置箇所につきましては、先ほど、図書の中で、隣接する海の森水上競技場という御紹介をしましたがけれども、海の森水上競技場との共有というか、一緒のセットとして配置をするほうが効率的という観点もあろうかと思っておりますので、主に南側の海の森水上競技場側のほうに、今のところは主要なものは配置すると聞いております。

その中で、観客の流れは、総合馬術の競技というのは、一般的にコース沿いにお客さんがすぐ横を馬が走る場所を見ていけるという設定になっていることが多いのですが、高低差もありますし、全てのコースの横にお客様が入れるということには難しい場合も、東京の会場の場合はあろうかと思っております。ですので、主にお客様が見通して全体を見られるようなスポットと、コース脇をすぐ横に観覧できるようなスポットと、中を点在してエリアを設定していく予定に、これから組織委員会さんのほうで考えられるところだとは思いますが、ある一定のところだけで観覧スタンドというような扱いにはならないのではないかと。それがほかの競技とはちょっと違うかもしれません。

以上です。

○柳会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○平手委員 今回の関連するのですが、厩舎などはこちらにも設置されるのですか。それによっては結構ボリュームが大きくなったりするし、そうすると、また同じように今、仮設と言っているような競技施設について、同じようにまたアセスにかかるのかどうか。そ

のあたりを伺いたいのですが。

○オリパラ準備局 厩舎につきましても、やはり馬が来ますので、70頭ぐらいの馬が多分、総合馬術競技には、頭数は不確定ですけれども、頭数がそれなりの馬が。馬事公苑、総合馬術という競技は、まさに名前が総合馬術なのですけれども、馬術の競技は、馬場馬術と障害馬術と総合馬術という3つの競技があります。

きょうも報告させていただきますけれども、以前、馬事公苑では馬場馬術というところと障害馬術というもの、あと総合馬術は1日目が基礎調教ができていくかという馬場的な部分を見て、2日目にクロスカントリーコースで野外走行を行います。3日目に、2日目までのタフなことを経て余力がまだあるかということで、3日目に障害を跳びます。そういう総合的に3つのことができる馬の能力を競う競技なのですけれども、2日目のクロスカントリーということで、馬事公苑にいた馬が2日目のクロスカントリーのときだけやって来ます。

ということで、当然、馬に対してもウェルフェアを言われるのですけれども、馬が1日、自分の出番を待っているわけですので、仮の厩舎というものがここには設置されます。それがどういうタイミングで、人間用の諸室と恐らく一緒にタイミングで整備はされるかと思えますけれども、そこで規模的にアセスメントをするほどの規模になるかどうかというのは、また詳細が決まってから検討させていただくという内容になるかと思えます。

○柳会長 失礼しました。平手委員、よろしいでしょうか。

それでは、谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 中杉委員が言っていたので、くどいようなのですけれども、こちらのところは本当に掘削しないで、今の埋め立て面をそのまま活用されるという理解でよろしいでしょうか。このあたりはかなり埋め立て物が入っていますので、客土とか覆土という層もなかなか時間がたっていると、相当薄くなっている可能性もありますので、そうすると、何らかの工事をしたときに、廃棄物層に触れる可能性というのは十分考えられますので、そのあたりを事業者のほうにくれぐれも留意しておいていただき、十分確認しておいていただければと思います。

以上です。

○柳会長 事務局、よろしいでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 事務局からですけれども、基本的に今の地形を生かしながらコースをつくるという計画になってございまして、基本的にそういった御心配はないと考えてございまして、また確認させていただいて、書かせていただければと思っております。

○柳会長 今の地形は平らですよ。かなり高低差がありますか。

○臼井施設調整担当課長 高低差はかなりあります。今は私が臆測で話してしまって恐縮なのですけれども、一番高いところが30mぐらいあり、海面からそれぐらいの高低差は、あのあたりでできている状況でございます。

○柳会長 秋田委員、どうぞ。

○秋田委員 この場所について、土地利用の変更はないということなのですが、今、市街化調整区域になっていて、競技が終わった後に、ここは非常に利便性も高まりますから、市街化区域にして用途地域をつけるという予定があれば、土地利用として大きく変わるかなと思うのですけれども、そのようなことを想定されているのかどうかと、ここを都市施設の公園として位置づけるのかとか、そのあたりの見通しがあれば教えていただきたいと思いました。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 現在、海上公園として整備している形になってございますので、今後、契約等でそういった位置づけはされているところと認識してございますが、そういったことでよろしかったですか。

○秋田委員 そうです。用途地域が今はないということなので、今後、その用途地域を入れていくのかどうか。普通は入ると思うのですけれども、そのあたりがよく分からなかったの、お伺いしたいと思いました。

○臼井施設調整担当課長 今は、どの区に所属するかといったところも、現在検討中のところかとは思いますが、そういったところも進めながら、また後でそういったことが決まってくるかと思っております。現在、海上公園として位置づけられているところではございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。坂委員、どうぞ。

○坂委員 一つは、先ほど、厩舎のお話になったのですが、70頭以上当たりの馬が来るということは馬運車が来るかと思うのですが、駐車場というのは今のところの説明ではなかったの、もし見落としていたら、かなり大きな馬用のトラックの駐車場が必要になると思うので、その駐車場はどのあたりになるのかということと、コースの終わった後の使い道というか、こういうところはいわゆるレガシーみたいな形で、ここでクロスカントリーがあったのだよということに後々なるかと思うのですけれども、コース自体は終わった後にどのように変更というか、作り直すとか芝の張りかえをすとか、そういうことになるのかを教えていただければと思います。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 馬運車が実際、輸送に来るということで、当然、駐車場もあろうかと思えますけれども、今回は芝コースのアセスメントということで、この評価書案の中には含まれておりません。次回の厩舎、諸室等も含めた施設関係のアセスが規模的に必要となった場合は、その中に盛り込まれていく内容になろうかと思えます。

この施設自体ですけれども、仮設という扱いでやっておりますが、本文の中にも書かれておりますとおり、もともと海の森公園（仮称）ということで、公園計画の中で今まで港湾局で整備をずっと進められてきている中に、オリンピックという会場がターム的に入ることになりますので、芝コースもそのまま芝生広場に設置しておけるような構造ということで、組織委員会と港湾局の間で今、調整を進めながらこの計画をしているところですので、芝を剥がすとかそういうことがないように、そのまま残せるようにコース自体は残置される予定になっております。ただ、コース自体をレガシーとして、ずっとそのまま馬術の競技として使えるようになるかというのはまだ未確定な部分で、そこはまだ調整はできていないと聞いております。

○坂委員 コース自体は芝ではないですね。

○オリパラ準備局 芝コースの設置ですので、芝です。ですので、広場の中にコースが入ってくるということで、芝生広場エリアのところにコースが配置されるということで、公園計画と齟齬がないように、そのまま置いておいてもおかしくないという調整を進めているとは聞いております。

以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ないようですので、次に評価書とフォローアップ計画書の報告を事務局のほうからお願いしたいと思います。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、評価書とフォローアップ計画書の御報告が3件ございます。会議次第のほうでは、オリンピックアクアティクスセンターが一番最初に出ているのですけれども、説明の都合上、議事の「2 オリンピックアクアティクスセンターについて」と「3 馬事公苑について」を入れかえさせていただいて、馬事公苑のほうから先に報告させていただきたいと思えます。

馬事公苑につきましては、昨年11月に評価委員会で御審議をいただいた後に、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局のほうへ環境局長意見を送付いたしてお

ります。その意見を踏まえまして、オリンピック・パラリンピック準備局へ評価書案をとったものを作成いたしまして、12月15日に評価書が公表されてございます。

フォローアップ計画書につきましても、引き続き公表されておりました、評価書に続く翌12月16日に公表されてございます。これらの2つにつきまして、オリンピック・パラリンピック準備局のほうから御報告させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、馬事公苑の評価書及びフォローアップ計画書について御説明いたします。

馬事公苑については、平成28年12月1日に受領しました環境局長意見を踏まえ、ただいま説明がありましたとおり、12月15日に評価書を環境局長に提出いたしました。環境局長による審査意見書の対応については、資料4「馬事公苑 環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」に記載してございます。

また、この評価書で行った予測評価に対する追跡調査を実施しているため、フォローアップ計画書を作成し、12月16日に環境局長に提出いたしました。今後このフォローアップ計画書に基づき調査を行いまして、報告書をまとめていくこととなります。

それでは資料4「馬事公苑 環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」をご覧ください。本書の幾つかの項目を抜粋して、概略を説明させていただきます。

まず、1ページの2段目「土壌」をご覧ください。「土壌」につきましては「工事中に土壌汚染が確認された場合には、汚染物質の拡散や地下水への浸透などを防止するよう適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書等で明らかにすること」という審査意見書の内容となっております。

これにつきましては、右側に記載してございますように「土壌汚染が確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする」ことも評価書に記載してございます。

続きまして、4段目ですけれども「生物の生育・生息基盤」につきましては「計画地は昭和15年に開苑以来、植栽樹木の生育及び更新が見られ表面には落葉等により腐植層が成立し、豊かな表土が存在していることから、その保全と新たな植栽に当たっては有効活用を図ること」という審査意見書の内容となっております。この御意見をいただきまして「現地土の有効活用」について追記いたしました。

こちらにつきましては、評価書の132ページをご覧ください。馬事公苑の評価書の132ページですが、ページ中段の「9.3.3 ミティゲーション」の「(2) 予測に反映しなかった措置」

の2ポツ目のように、本内容に関して、現地の土の有効活用について追記してございます。

続きまして、資料4に戻っていただきまして、1ページの「生物・生態系」につきましては「計画地内で確認された注目される種のうち、可能な限り移植を行うとしている種には移植が困難な種が含まれていることから、今後、植栽配置を検討するにあたっては、現位置における保全を検討すること。また、移植を行う場合は、生息環境を配慮し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなど適切な移植計画の策定に努めること」との御意見をいただき「注目される種の現位置での保全または適切な移植計画」について追記いたしてございます。

これにつきましては、評価書の174ページをご覧ください。下から2行目の後半にありますように「注目される植物3種については、生育エリアの工事計画に応じて現位置での保全または保全エリアである武蔵野自然林内に可能な限り移植する計画としている」といった記載を加えております。

次に、資料4の2ページ目をご覧ください。

2段目の「騒音・振動」の1つ目につきましては、「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、周辺道路の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全措置を検討し、工事用車両による騒音の低減に努めること」との御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の213ページをご覧ください。

「9.6.3 ミティゲーション」の「(2) 予測に反映しなかった措置」の〔工事用車両に関する保全のための措置〕に記載されている6つのポツのうち、上から4つ目と5つ目のポツに工事用車両の過積載の防止に関することや、一時的に集中しないような計画的かつ効率的な運行管理に関することを追記いたしました。

続きまして資料4の2ページ目の最下段「自然との触れ合い活動の場」の2つ目につきましてはですけれども、「計画地内において、現在、日本庭園が位置する場所に新たに整備されるナチュラルアリーナに池を整備する計画としていることから、その役割について明らかにすること」との御意見をいただきまして「新たに整備される池の役割」について追記いたしました。

これにつきましては、評価書の230ページをご覧ください。

上から4行目にごございますように「水生植物が生育する修景池とする」と、御意見に関する記述を追記いたしました。

資料4の3ページ目をご覧ください。

3段目の「交通渋滞交通安全共通」につきましては「工事用車両の走行に当たっては、運転者への指導の徹底や工事用車両の出入口への交通整理員の配置、計画地周辺の車両の通行への配慮等を行う計画としていることから、これらの環境保全措置を徹底し、周辺地域における一層の交通の円滑化及び交通安全の確保を努めること」との御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の272ページをご覧ください。

「9.10.3 ミティゲーション」の「(2) 予測に反映しなかった措置」の一番下のポツに「周辺地域における交通の円滑化の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画としている」ことを追記いたしました。

また、評価書の289ページをご覧ください。

こちらにつきましても「9.11.3 ミティゲーション」の「(2) 予測に反映しなかった措置」の一番下のポツに、先ほどと同様に「周辺地域における交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画としている」ことを追記いたしました。

資料4の3ページの下から2段目の「交通渋滞」をご覧ください。

こちらにつきましては、「計画地の周辺は片側1車線道路であり、また、路線バスの停留所が多く存在しているとともに、その停留所に近接して工事用車両の出入口がある。このため、工事用車両の走行に当たっては、出入口付近を走行する路線バスの運行スケジュールに配慮する計画としていることから、環境保全措置を徹底し、交通の円滑化に努めること」との御意見をいただきました。

これにつきましては、先ほど「交通渋滞交通安全共通」でも御説明いたしましたとおり、評価書の272ページに「周辺地域における交通の円滑化の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画としている」ことを追記いたしました。

最後に、資料4の3ページの最下段の「交通安全」でございますが、こちらにつきましては、「計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設や公園など人が集まる施設が多く存在しており、工事用車両の走行ルートと通学路が重なっている箇所もある。環境保全措置を徹底することはもとより、大型車両の走行には特に注意するなど、より一層の交通安全の確保に努めること」との御意見をいただきました。

これにつきましても、先ほど御説明いたしましたとおり、評価書の289ページに「周辺地域における交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画としている」ことについて追記いたしました。

資料4に関する説明につきましては、以上でございます。

続いて、フォローアップ計画書の内容について担当から説明いたします。

○オリパラ準備局 続きまして、フォローアップ計画書について御説明させていただきます。

お手元のフォローアップ計画書をご覧くださいませでしょうか。フォローアップ計画書の63ページにフォローアップの工程、報告書の提出時期について一覧でまとめた資料がございますので、こちらのページで御説明をさせていただきます。

表の上段に「工事工程」の記載がございます。その下段のほうに、今後フォローアップを行うものにつきまして、評価書で予測評価の対象といたしました項目「大気等」「土壌」から始まりまして「交通安全」までの項目について、後のタイミングでフォローアップを行って報告をすることといったものをまとめたものでございます。

まず「大気等」「騒音・振動」の工事用車両ですとか、建設機械の稼働に伴ってフォローアップを行うものにつきましては、工事用車両につきましては、現段階でピークと想定しておりますのが、平成30年度の7月に予定してございますので、そのタイミングで調査のほうは実施してまいりたいと考えてございます。建設機械に関するものにつきましては、建設機械の台数ピークといたしましては平成29年度の10月を予定してございますので「大気等」の調査についてはこのタイミングです。

「騒音・振動」のほうでございますけれども、台数としては10月になるのですが、騒音レベルといたしましてはそのもうちょっと前の29年度の7月になると今は想定してございますので、そのタイミングで騒音調査、10月のほうは振動のほうにピークになりそうだとということで、10月のほうに振動の調査を実施したいと考えているところでございます。

それら以外の項目で、まず「土壌」でございませけれども「土壌」につきましては掘削工事が行われている期間中ということで、その期間中に継続的に随時調査を入れてまいりたいと考えてございます。

「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」につきましては、現況の馬事公苑の造成工事によって、一部変化が生じるだろうということで、造成工事が大体行われている後半あたりのタイミングで1回目の調査に入りたいと考えてございまして、さらに、ずっと右のほうを見ていただきますと、工事が竣工したタイミングで、外構工事も終わったタイミングでさらに2回目の調査に入りたいと考えているところでございます。

「交通渋滞」につきましては、先ほど申し上げたとおり、工事用車両の台数がピークとなる平成30年の7月に予定をしてございます。

それら以外の項目あるいはミティゲーション実施状況につきましては、工事期間中に継続

的に随時行ってまいりたいと考えてございます。

報告のタイミングなのですけれども、工事期間が長いということもございますし、調査の時期が幾つか分かれてございますので、平成29年度中に建設機械の結果でしたり、生物関係の結果につきましては、1回目の御報告をさせていただきたいと思っております。

工事用車両に関するものにつきましても、余り調査してから間をあげずに平成30年度中に2回目の御報告をさせていただければと思っております。最終的には、平成32年度のタイミングでもう一回、最後の御報告ができればと考えてございます。

こちらが、大会前のフォローアップ計画になります。65ページのほうが、開催後のフォローアップ計画になりまして、生物関係につきましては、最終的な状況につきまして、再度、開催後にも調査を行うということと「自然との触れ合い活動の場」につきましても、後利用の内容について調査を行いまして、開催後の御報告を平成33年度ごろにさせていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの評価書及びフォローアップ計画書の説明について、何か御質問はございますでしょうか。どうぞ。

○谷川委員 これは今回、解体工事が主体ということで、これからの本工事といいますか、現時点で余りたっていないのでまだ未定ということかもしれませんけれども、建物の概要とかがいつごろ分かるかということと、それと関連して、フォローアップ計画は今回のものと次の建物も含めたフォローアップ計画をまた再度合わせたものをつくられるという理解でよろしいのか、それとも単独でそれぞれ出されるのか。その辺のところを教えていただければと思います。

○オリパラ準備局 御回答いたします。

1期整備、2期整備と分かれておりまして、まだ詳細な建物計画につきましては現段階で未定なところがございましたので、こちらの評価書の中ではその中の一部について確かな予測評価をさせていただきました。今後、改めまして残りの部分につきましては、計画の内容が固まった段階で、もう一度、環境影響評価については検討させていただきます。

御質問がございましたフォローアップ計画につきましては、当然、残りの部分も含めまして計画については見直しを行って、全体的な計画としてつくっていくのかなと今は考えているところでございますが、まだ計画が具体的になっていないので、なかなか今、断言するこ

とはできないのですけれども、できれば一本化していくのが筋かなと考えているところがございます。

以上でございます。

○柳会長 谷川委員、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今回の回答の補足なのですけれども、あまり工事の段階を1期、2期に分けて別々にアセスの対象にするというのはそれほど事例がないというか、やっていないものですから、実際これから建物を中心としたアセスメントの図書が出てくるのですけれども、それを重ね合わせてフォローアップするのか、別々にフォローアップするのかというのは実際に出てきたものを見てからの判断になると思うのですけれども、分かりやすいものだと大気とか騒音・振動の測定などは、1冊目の本の影響は幾らで、2冊目は幾らで分けることがきっとかなわないので、合わせて評価することになると思うのですけれども、場合によっては建物だけで単独でできるものは単独で評価したほうが良い場合というのがあるかと思うので、その辺の別々に評価したほうが良いものがあるのか、あるいは合わせて評価せざるを得ない、あるいは合わせて評価したほうが良いものがあるのかというのを見ながら、フォローアップについては適切な評価になるようなやり方を選んでいくという方向で検討していきたいと考えております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。山本委員、どうぞ。

○山本委員 フォローアップ計画のほうで少しコメントだけさせていただきますけれども、この馬事公苑の解体工事の中には樹木の伐採も含まれておりましたですね。そうすると、予測のところではほとんど触れてはいなかったかと思えますけれども、解体工事のうちの樹木の伐採と、伐採した樹木を破砕するというのですか、移動式破砕機などを恐らく使われると思います。それもフォローアップ調査をするときに、十分時間的な計画を見ながら、臨機応変にやっていただきたいということだけ申し上げておきます。

○柳会長 今のコメントに対して事務局は何かありますか。

○臼井施設調整担当課長 工事につきましては、適切に進めさせていただければと思います。ありがとうございます。

○川道オリパラアセスメント担当課長 馬事公苑の現地視察に行かれたり、もともと馬事公苑にお詳しい方はよく御存じだと思うのですけれども、比較的樹齢のたっている大きな木がたくさんありまして、逆に樹齢がたっていると移植にたえないことが多いものですから、伐

採ということにどうしてもならざるを得ないと思っています。当然、大きな大木を伐採したときにそのまま持ち運ぶわけにはいかないのです、必ずサイズを小さくするための切るなりの工程が入ると思うのですけれども、今回は木を切ることによる騒音・振動でピークが立つみたいなのは当然ないので、別のところでピークがたっていて、そこをフォローアップしていくことになると思うのですけれども、当然、木を切れば音が出ますので、それに対する配慮みたいなものというのを工事の中でしていくということが、多分、今の委員の御意向に沿っているのかなと思いますので、木を切ることによる音の影響みたいなものを工事現場のほうに配慮するように伝えるということで対応したいと思います。

○柳会長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 そのようにお願いしたいと思います。移動式破碎機の使用というのは、東京都は多分認めていなかったようにも思うのですけれども、非常に大きな音がするものですから、もし使われるなら、許可されるなら注意をしたほうがいい。

なぜそれがいいかというと、結局、材木を運び出す必要がなくて、チップ化したままそこで使えるということがあるので、いろいろな意味で環境にやさしいということから考えると、そういうのは望ましいのですけれども、何しろ大きな音が発生することですので、その辺は計画段階というか、実施段階で少し配慮していただければと思います。それだけです。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。杉田委員、どうぞ。

○杉田委員 「土壌」のところなのですけれども、地下水等への影響の可能性の有無ということで、大会開催前に調査をするという予定になっていて、多分このサイトでは恐らく地下水への影響というのはないだろうと思うので大丈夫だとは思っているのですけれども、実際には、もし土壌汚染があった場合に、地下水へ物質が移動するのにはとても時間がかかるので、もし影響がある場合には、工事期間中に即地下水とはならないと思いますので、もし影響があった場合には、例えば、開催後にももう一回ぐらいチェックするということはしていただけるのでしょうか。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 現在のところ、フォローアップの計画としては、この工事の影響を確認できるようつくらせていただいておりますので、なかなかそこまで実施できるかは難しいところがあるかとは考えてございます。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 汚染対策法では、対策をしない、掘削、除去等をしない場合は、地下水汚染を

していないかモニタリングを続けるということで認められていますけれども、掘削、除去してしまえば、もうそれは要らないということで、基本的にはいつはかればいいのかというのが分からないのです。除いてしまったら、過去に入ったものが出ているかもしれないけれども、それをはかって出たとしても、オリンピックの工事の影響なのか、馬事公苑が過去に運営していたことの影響なのかははっきりしないので、なかなかそれまで求めるのは難しい。もしやられるとしたら、そのときに合わせて一度、地下水を調べる、これは大変なのです。地下水はどの層、杉田先生は御専門なのでもちろんお分かりだと思いますけれども、どの深さの層の地下水をとるかということもありますので、基本的には、今の法律の中で求められているあるいは環境条例の中で求められているものをしていただくということでよろしいのではないかなと私は思います。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今、馬事公苑につきましては、土壤汚染のおそれがある土地ということで、南側のエリアと診療所があったところと、興和寮エリアと呼ばれている、東側か南東側か、あそこの3カ所のうち2カ所についてはもう既に調査を終えて、余り土壤汚染のおそれはないというのが一応確認がとれているところになっています。あとは、敷地内にあります診療所の地下がどうかということになるのですけれども、基本的には土壤汚染のおそれというのはそれほど懸念はないのかなという状況にありまして、当然、それはこれから工事、解体なりをして調査をした結果を踏まえて、いわゆる土壤汚染なり地下水の汚染のおそれがあるかないかというのを確認してからの判断になると思いますけれども、今はそういう状況にあるということです。

一応、計画地の中の地下水についての調査というのは行っていないのですけれども、東京都が行っています周辺の井戸なりの水質の調査の結果自体は問題がないということなので、現時点では、周辺の地下水についての汚染は確認されていないという状況になります。

馬事公苑の中は、一応、散水用の水なりと植栽への散水とか、あとはいわゆる馬事公苑内のいろいろな雑用水としての水の利用として、井戸水の利用を行っているのですけれども、飲用には使っていないということです。特段その水質の確認というのは行ってなくて、なおかつ今後も同じような用途で水は使うのですけれども、飲用には引き続き使わないということなので、馬事公苑としては水質の管理というか、検査みたいなものをやる予定は今のところはないということになっています。

飲用にしないということなので、当然、予測評価の項目にも入っていませんので、やらなければならない項目としてフォローアップするのかというと、それには該当しないのです。で

すので、土壌汚染のおそれがある土地がまだ残っているので、その確認をしたりとかして、フォローアップしていく中で念のため確認したほうがいいのではないかみたいな状況があるようであれば検討するということでさせていただきたいなと思います。

○柳会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思いますが、先ほど、この馬事公苑をやりましたので、次にオリンピックアクアティクスセンターですが、その前に会場の見直しとアセスメントの関係について説明があると聞いておりますので、オリンピック・パラリンピック準備局から説明を最初にお願いたします。

○白井施設調整担当課長 昨年末に行われておりました会場の見直しと、本日、御報告する評価書との関係について御説明したいと思います。

海の森水上競技場とオリンピックアクアティクスセンターと有明アリーナの会場の見直しについて、IOCを交えまして、都、組織委員会、国による4者協議が行われました。その結果、いずれも当初の計画地において整備することになりましたが、コストを縮減することになったことを受けて、現在、詳細な設計を行っているところでございます。このため、申しわけございませんが、コストの設計について、現時点で本日、御報告する評価書にその内容を反映することができませんでした。

その結果、本日、御報告する評価書は、評価書案に対する審査意見を受けて変更させていただきました点や、施工計画の具体化に伴い、反映できる部分について新たに書き込んで評価書を作成してございます。

コスト縮減につきましては、今後、変更内容がまとまりました段階で、アセスメントへの影響を整理いたしまして、フォローアップの機会に別途、御報告をさせていただきたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○柳会長 ただいまの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。今も説明のあった段取りで今後は進めていくことで了解が得られたということでよろしいでしょうか。

それでは、議事2に移りたいと思います。

「2 オリンピックアクアティクスセンターについて」の評価書とフォローアップ計画書の報告を事務局からお願いたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、オリンピックアクアティクスセンターに

ついでの説明をさせていただきます。

アクアティクスセンターにつきましては、昨年の5月に評価委員会で御審議いただいた後、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局のほうへ環境局長意見を送付いたしております。その意見を踏まえまして、オリンピック・パラリンピック準備局が評価書を作成し、10月13日に評価書を公表してございます。その翌日、10月14日にはフォローアップ計画書のほうもあわせて公表してございます。

これにつきまして、オリンピック・パラリンピック準備局のほうから御報告させていただきます。

○オリパラ準備局 それでは、オリンピックアクアティクスセンターについて御説明をさせていただきます。

まず、配付いたしました資料の審査意見書と評価書案との関連の御説明の前に、少し設計の熟度等々も評価書案から評価書のタイミングで少し変わってきたということもありまして、若干計画の内容が変わったところがございます。そういった関係で、少し予測評価も見直したところがございますので、その内容についてまずは簡単に御報告させていただきます。

お手元の評価書のほうをご覧くださいませでしょうか。

評価書の29ページに「7.2.5 施工計画」の「(1) 工事工程」を記載してございますが、こちらも評価書案の段階で想定していた工程、それから、評価書で実際に実施設計等々が行われて、計画の熟度が上がってきた関係の中で、こちらの工事工程について少し変更が生じているといったところがございます。

それに伴いまして、30ページの「(3) 工事用車両」のところでございますけれども、工事用車両のピークとなる月につきましても、当初は26カ月目を想定していたのですが、それが5カ月目ぐらいに早まっているということがございます。車両の台数につきましても、少し評価書案から評価書のタイミングで台数のほうが少し減っているという変更が生じております。

そういった変更がございましたので、82ページに「9.1 大気等」の「(2) 予測の対象時点」が記載してございますけれども、工事用車両の予測につきましては、ピークとなる準備工事着工後5カ月目で再度予測をかけ直してございます。

91ページに、今度は建設機械の稼働状況の予測条件の記載がございます。こちらでも工事工程の見直しが行われる関係で、使用する建設機械の稼働台数などにつきましても精査をさせていただいたところ、若干、評価書案から台数が増えてございます。そういった関係で、汚染物質の総排出量につきましても、若干こちらは数量が増えているということになってござ

いまして、そういった条件で再度、予測のほうを見直してございます。

97ページに、建設機械の稼働に伴う大気質の予測結果がございます。

「表9.1-37(1)」が二酸化窒素になりまして、工事の施工中の将来濃度といたしましては0.0523ppmという形で予測をしてございます。評価書の段階ですと、こちらが0.0452という値でございましたので、若干、機械が増えたということもございまして、値が高くなっているということでございます。

浮遊粒子状物質につきましても、0.0292と予測してございまして、こちらも評価書案の段階の0.0275から値が若干上がっているという状況でございます。

そういった建設機械が増えているということもあって、ミティゲーションにつきましてもさらに強化をするような形で記載をいたしまして、102ページのところに「9.1.3 ミティゲーション」が書いてございます。

そのような建設機械の稼働に伴う影響をなるべく低減するために「1) 予測に反映した措置」の〔建設機械に関する保全のための措置〕の2つ目でございますけれども「・工事区域周辺には仮囲い(3.0m)を設置する」といったところもありますけれども、さらにその上部に1.8mのメッシュシートをさらに重ねまして、なるべく周辺への影響の低減を図るということで、今は計画しているところでございます。

「2) 予測に反映しなかった措置」の〔建設機械に関する保全のための措置〕の4点目でございます。「・詳細な施工計画を検討する際に、近隣施設等への影響をより低減するような建設機械の台数や配置となるよう検討する」ということで、実際の工事に当たりまして、より詳細な施工計画をつくる段階で、なるべく建設機械を内側に配置するなど、そういった配慮を行っていくという計画にしているところでございます。

続きまして、178ページの「9.5 騒音・振動」でございます。

騒音・振動につきましても、基本的には同様になりまして、工事用車両のピークの時期、台数の変更、建設機械の稼働となるピークの時期につきましても、それぞれ変更して予測のほうを再度してございます。

工事用車両につきましては、台数は減っているということもございまして、建設機械に関する予測結果について御説明いたしますと、189ページが建設機械の稼働に伴う騒音レベルについて予測した結果になってございまして、こちらが評価書案の段階ですと、計画地の南側の敷地境界のところにも最大地点が出ておりましたが、予測の時期が違ってきますので、建設機械の配置も当然、変わってきています。その関係もありまして、今回の予測では計画地

の北側の敷地境界に最大地点といったものが出てきております。値自体も評価書案より若干上がっているといった結果になってございます。

続きまして、190ページが今度は「建設作業振動の予測結果」になりまして、こちらも評価書案の段階ですと、計画地の南側の敷地境界のところに最大地点が出ておりましたが、今回は東側のほうに最大地点が出てきているという状況でございます。

そういったこともございまして、191ページの「9.5.3 ミティゲーション」のほうも追記をしているといったような内容になってございます。

まずは、評価書案から評価書の中で少し計画が変わったといったところで、予測評価を見直したといったところについて、御説明をさせていただきました。

引き続きまして、資料3のほうで評価書案に対する審査意見書と評価書との関係について御説明をさせていただきます。

まず「大気等」の1点目でございますけれども、今回の計画地に「近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること」という御意見でございまして、それに対しまして「計画地周辺において同時期に行われる事業を含めた工事用車両の複合影響の予測」を行ってございます。辰巳団地がございまして、その影響につきまして複合影響を予測してございます。

「緑」でございます。「計画地内の緑化面積」について示すということと「辰巳の森海浜公園内に建設されることから、緑の量のほか、新たに植栽される緑が持つ機能についても考慮し、より良い緑の空間となるよう努めること」ということで、こちらにつきましては、評価書のほうに計画地内の緑化計画のほうを載せさせていただきました。それから「辰巳の森海浜公園との一体的な空間や連続性を確保した緑化計画」となるような内容について記載をさせていただいております。

「騒音・振動」の1点目でございますけれども、こちらは「大気等」と同様でございまして、近接する事業との計画についての考慮ということで、こちらも大気と同様に周辺事業との複合影響について予測をしてございます。

めくっていただきまして、2ページ目の下になりますが「水利用」のところでございます。こちらの「プールへの給水及び下水道への排水計画が不明瞭なため、給排水を含めた具体的な循環利用水（中水）計画を示すこと」という御意見でございまして、こちらは評価書の293ページをご覧くださいませでしょうか。

293ページの上のほうにフロー図で「図9.10-1 雨水・循環水（中水）の利用の流れ」とい

うものがございます。このうちの左上のほうに「上水」から「プール補給水」に入って、そこから「原水」に行って、そこから「下水排水」になるというフローがございます。こちらの部分につきまして、評価書案の段階ではここに具体的な数字が入っていなかったといったところがございますので、こちら辺の具体的な内容について記載をさせていただいております。

資料のほうに戻っていただきまして、3ページ目の「温室効果ガスエネルギー共有」でございます。こちらの施設につきましては、「『省エネ・再エネ東京仕様』を踏まえた技術の導入」を検討しているところがございますので「その仕様に基つき『東京都建築物環境配慮指針』に定める最高評価の段階3」を達成するよという意見でございます、それに対しまして、今回の評価書の中では「段階3の達成に努める」ということで記載をさせていただいております。

続きまして、4ページ目の「交通渋滞」でございます。

今回、計画地の北側に「特別区道江470号」というところがございます。こちらにつきまして、工事用車両が走行することを想定してございますが、区のほうでも無電柱化工事を計画しているということもございますので、工事に当たっては「関係機関等と十分な協議」を行うことという御意見でございます、こちらにつきましては、関係機関と十分に協議をさせていただくということ記載をさせていただいているところがございます。

最後に「交通安全」でございます。

「工事用車両の走行ルートの一部である特別区道江457号及び江470号」は通学路として利用されているということもございますので「より一層の交通安全の確保に努める」ということと、公園利用者への通行の妨げにならないよう、交通安全を徹底することという御意見でございます、こちらはそのとおりでございますので、そういった通学児童や生徒への安全対策の充実、公園利用者への支障にならないよというこことで、安全対策について追記をさせていただいているといったところがございます。

まずは、評価書案から評価書の内容については以上でございます。

続きまして、フォローアップ計画につきまして御説明させていただきます。お手元のフォローアップ計画書のほうをご覧くださいませでしょうか。

91ページに、先ほどの馬事公苑と同様でございますけれども、フォローアップの前回工程と報告の時期について示したものになります。表の見方は同様でございます、上段のほうには工事工程、下段のほうには環境影響評価の項目についての調査の時期や報告の時期が記

載してございます。

まず「大気等」「騒音・振動」に係るものでございますけれども、工事用車両に関するものとしたしましては、今は平成28年度の2月だから、来月に車両のピークが来るという工程を想定しておりますので、早々にこちらのほうは調査を実施する予定でございます。

建設機械につきましては、まず「大気等」につきましては平成29年度の5月ということで、ことしの5月を予定してございます。

「騒音・振動」につきましては、建設作業振動が実は12月ということでもう過去になっているのですけれども、振動につきましてはことしの5月という計画で、このフォローアップ計画書を提出いたしました昨年10月の段階では、こういったタイミングで調査をやることを想定してございました。

先ほど、工事工程が少し変更になりましたという御説明をさせていただきましたが、より詳細な精査をしていく中で、この建設作業騒音につきましては、今のところ、さらにまた時期が変わりまして、現段階の最新の工程上では、こちらもことしの2月、来月にピークになりそうだという状況に今は変化しつつあるというところでございます。

建設作業振動につきましても同様に、ことしの2月にどうもピークが来そうだという状況でございます。フォローアップ計画書をつくったタイミングからさらに最新の工事工程を追いかけながら、ピークを逃さないように調査を実施してまいりたいと考えてございまして、実態としては、ことしの2月に調査をしてまいりたいと考えてございます。

「交通渋滞」につきましては、こちら車両のピークとなります2月に実施してまいりたいと考えてございます。

それらの建設機械ですとか工事用車両関係の調査を行いまして、ことしの8月あるいは9月ぐらいのタイミングで、まずはその1として御報告ができればと考えてございます。

その他の項目につきましては、基本的には竣工後の平成32年度のタイミングで調査を実施いたします。それら以外のミティゲーションとかにつきましては、ずっと期間内は実施いたしまして、32年度7月ころにその2として御報告ができればと考えております。

アクアティクスセンターにつきましては以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの評価書及びフォローアップ計画書の説明について、何か御質問はありますか。

きょうは欠席の片谷委員からコメントがあるようですので、最初にそれを紹介していただけますでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 では、片谷委員のほうから、このアクアティクスセンターについて御意見を頂戴していますので、報告させていただきます。

先ほど、いわゆる大気のところでもそうなのですが、建設機械の稼働について、評価書案で予測評価をしたのは、一応、設計した内容に基づいて予測評価を行ったのですが、その後、この評価書になるに当たって、いわゆる施工業者が決まりまして、施工業者の施工計画に基づく配置の見直しなども踏まえて、再度計算し直したら、大気に関して言えば、例えば、NO₂につきましては、0.070という数値から0.079と、ちょっと大気汚染の濃度として上がっている、悪いほうに数字が変わってしまったということもありまして、特に評価書案で、設計段階で計算、予測評価をしたものと、評価書の段階で予測評価したものと間で、例えば、ボーリング調査をして新たな何かが見つかったとか、設計に変更があったとか特段の理由がないにもかかわらず数値が上振れといいますか、変わってしまうというのはやはり望ましくないという御意見を頂戴しています。やはり、設計段階、評価書案の予測評価の段階において、より適切なのか、精度の高い予測評価がなされるのが望ましいということですので、そういったことに努めていただきたいという御意見と、評価書の段階で若干、よりNO₂濃度なども高いほうに出ているので、工事に当たっては建設機械の稼働がピーク時に集中しないなどの配慮をより一層努めていただきたいということで意見を頂戴してございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

先ほど、準備局から説明がありましたけれども、今回の説明は評価書及びフォローアップ計画書が提出された後に、コスト削減に伴う計画の見直しが始まっているということで、変更の評価書を出すのか出さないのかというのは、特に指針では定めていませんので、先ほど説明があったように、フォローアップ時に、変更に伴う部分については別紙みたいなものをつくっていただいて、それに対するフォローアップ計画書を出していただくのが一般的な手続なのだろうと思うのですが、そういう形でよろしいのかどうかです。

何か御意見があればお伺いしたいと思います。中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 オリンピックの施設については計画の変更はたびたびあって、期限が迫っているのでこんなことになるのだろうと、やむを得ないところだろうと思うのですが、実際には最初の設計上の予測をにらんだ形で、実際の運用もやっていくべきだろうと思います。それ

は超えてはならないという形で、実際の計画も立てるべきだろうと思います。事情としては理解はできますけれども、本来はそうあるべきではないか。建物を期限までに何とか間に合わせるということのほうが優先されていると、アセスメントは何なのだと私には思います。これがまかり通ると、アセスすること自体の意味というのは何なのだろうかということになりかねないと思いますので、片谷委員の意見はそのとおりだろうと思います。

○柳会長 私が先ほど申し上げたのは、評価書を再度出さないで、修正部分は別紙というものをつけて、それに対してのフォローアップ計画書を検討していただくということによろしいかどうかというところはいかがでしょうか。そういう形で進めていくしかないのだろうと思いますが。全く何も出さないでフォローアップ計画書が出てくると、何のフォローアップかが分からなくなりますので、ここは修正計画でこう変わりましたというところについて、こういうフォローをしていただくというのが筋なのだろうと思いますので、そういう意見を申し上げたのですが。

○中杉委員 実際にはこういうことでこうなりましたというのを事後報告していただくというのも、ある意味ではそのまま何もしないでやられるよりはいいのだろうと思いますので、そういう点についてはしっかりやられておられると思いますので、会長が言われるとおりの方向でいいだろうと思います。

私が申し上げたのは、そもそもの考え方として、そういう考え方でやって、どうしてもそれができないのであるということであれば、それはそれなりの説明が必要であろう。そうしないと、ここでアセスを我々がやっているものに対して、それは何なのだと都民から言われることになりますので、そういう意味で申し上げました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、そういった段取りで進めていただくということで理解されたということによろしいですか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

特にないようですので、議事の「4 有明アリーナについて」の評価書とフォローアップ計画書の報告を、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 引き続きまして、議事の4番に当たります有明アリーナでございます。

有明アリーナにつきましては、昨年の5月に評価委員会にて御審議いただいた後に、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局のほうへ環境局長の意見を送付してご

ざいます。

その意見を踏まえまして、オリンピック・パラリンピック準備局が評価書を作成しまして、1月10日に評価書が公表されてございます。あわせて翌1月11日にフォローアップ計画書につきましても作成されて、公表されてございますので、この評価書、フォローアップ計画書につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局のほうから御報告させていただきます。○オリパラ事務局 それでは、有明アリーナの評価書、フォローアップ計画書について御報告させていただきます。

まず、こちらの有明アリーナにつきましても、先ほどのアクアティクスセンターと同様にございまして、評価書案から評価書に至る中で設計の熟度等々がございまして、一部計画が変わっているところがございまして、その関係で評価書について記載内容が若干、変更になっているところがございまして、その辺についてまずは簡単に御説明をさせていただきます。

お手元の評価書のほうをご覧いただければと思います。

27ページに、こちら「7.2.5 施工計画」が書いてございまして、こちらの「(1) 工事工程」につきましても、やはり熟度に応じて修正をかけてございます。「(1) 工事工程」につきましても、評価書案の段階で全体で33カ月で見ていたところ、今は36カ月を見込んでという状況でございます。

28ページに「(3) 工事用車両」がございまして、こちらのピークの時期あるいは台数といったところが修正をかけているところでございます。

「図7.2-7 工事用車両の走行ルート」が30ページにございます。

こちらの車両の走行ルートにつきましても修正を図ってございます。評価書案の走行ルートといたしましては、今、特別区道江609号という道路を工事用車両が走行するということを評価書の中では想定しているのですけれども、評価書案の際には、その一步南側の道路、ちょうど有明テニスの森あるいは有明コロシアムの前面となる道路、道路名がなくて恐縮なのですけれども、江615号あるいは江616号という道路を通ることを想定してございましたが、こちらのルートから1本北側のほうのルートに変更しております。

江615号ですとか616号、車両が走行しなくなったルートですけれども、こちらは通学路になっているということもございまして、そこら辺の配慮もございまして、通学路が設定されていない609号のほうに振っているといったところもございます。

このような工事工程等々が変更になりました関係で、81ページの「9.1 大気等」の「(2)

予測の対象時点」でございますけれども、工事用車両の予測時点といたしましては、現段階では工事着工12カ月目。評価書案では11カ月目でございますが、こちらは12カ月目。建設機械の稼働に伴うものが準備工事着工後3カ月目からの1年間。評価書案では1カ月目からの1年間でございますが、こちらを修正した上で予測のほうをやり直しているといったところでございます。

83ページは「図9.1-13 工事用車両の走行に伴う影響の予測地点」になりますが、先ほど、工事用車両の走行ルートが1本北側の江609号になったということもございまして、新たに「No.1」と書いてある断面でございますけれども、江609号沿道のところで予測地点を設定して、予測をやり直しているといったところでございます。

90ページに、今度は建設機械の汚染物質の排出量を示してございます。

こちら、建設機械、工事工程の見直しに伴い精査をしております、その中でこちらにつきましては、評価書案の段階から評価書にかけて、汚染物質の排出量としては小さくなる方向で修正をいたしまして、それに基づきまして予測をやり直してございます。

予測結果でございますけれども、97ページに建設機械の稼働に伴う予測結果が入ってございまして、二酸化窒素で0.0384。こちらが評価書案の段階ですと0.0392でございますので、若干、数値が下がっている。

浮遊粒子状物質につきましては0.0246。評価書案では0.0248でございましたので、こちら若干、下がっているという結果になってございます。こちら、もろもろ予測条件が変わったということもございまして、ミティゲーションにつきましても、審査意見書でいただいた御意見も踏まえまして修正をかけて、追加していつているといったところでございます。

「9.5 騒音・振動」につきましても同様でございまして「(2) 予測の対象時点」、予測の地点につきましても、建設機械の稼働状況などで予測をかけ直しているところでございます。その結果の中で、192ページに「図9.5-9 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果(準備工事着工後9か月目)」を示してございます。

評価書案の段階ですと、最大レベルが出てくるところとしては大体同じような計画地の東側のところなのですけれども、評価書案の段階ですと65dBという予測結果でございました。建設機械につきましては、大気のほうで御説明したとおり、全体としては下げている計画になっているのですけれども、どうしても予測の対象としている時点での建設機械のレイアウトが変わってしまっているということもありまして、値が変更になっているといったところがございます。

193ページの建設作業振動も同様でございまして、こちらも最大が出てくる地点としてはほぼ同様に東側のエリアになるのですけれども、値が変わってございます。

続きまして、265ページまで飛んでいただきまして「9.9 水利用」のところでございます。こちら評価書案がつくっている基本設計の段階、設計の熟度が進んで今は実施設計の段階という中で、いろいろ設備関係の見直しを行っていく中で、こちらの「表9.9-10 水利用設備計画」のところ、評価書案の段階では中水利用を想定していたところでございますけれども、現時点での設計段階といたしましては、中水利用のほうは想定していないというところで、こちら評価書の中で修正をさせていただいているところがございます。

401ページまで飛んでいただきまして「9.18 交通安全」の項目になります。

先ほど、工事用車両の走行ルートが修正になりましたという御報告をさせていただきましたが、こちらがちょうど通学路が特別区道江615号あるいは江616号のところ設定されているといったところがございます。評価書案の段階では、こちらの道路を工事用車両が走行するという想定していたのですが、やはり通学路ということもございまして、こちらのルートは通さずに、その1本北側の江609号のほうを通るということで変更がされているといったところがございます。

まずは、計画の内容にかかわる評価書案から評価書の変更内容について御説明をさせていただきました。引き続きまして、資料5の審査意見書と評価書との関連について御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の「大気等」でございます。

こちらはアクアティクスセンターと同様でございまして「近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること」という御意見でございまして、それに対しまして「計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策」について、そういった関連事業の方と情報共有することについて、記載をさせていただいております。

「生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑共通」でございまして、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にするということと、計画地の周辺に今後整備される予定の有明親水海浜公園というところとの整合を図るなどについて検討を行うことという御意見でございまして、こちらは御意見のとおり「『植栽時における在来種選定ガイドライン』や有明親水海浜公園との調和や連続性を意識した植栽樹種選定に当たっての配慮事項」を追記させていただいております。

「騒音・振動」の1点目につきましては「大気等」と同様でございまして、近接する事業の計画との影響の考慮について御意見がございまして、それに対して周辺事業も考慮した対策について記載をさせていただいております。

めくっていただきまして、2ページ目「景観」でございます。

「景観」につきましては、外壁についての具体的な記述ということと、色彩計画についても分かりやすく説明するという御意見をいただいております。

こちらは、評価書の222ページをご覧くださいませでしょうか。

222ページに「9.6 景観」の「9.6.3 ミティゲーション」を記載させていただいております。この中で上から2つ目のところでございますけれども「・必要天井高さに合わせた反りのある断面形状とするほか、建物低層部の素材をガラスとし上部の素材と分け、より軽やかな印象に設えることで周囲への圧迫感を軽減する」ということと、一番最後のところになりますけれども、色彩計画につきましては「水辺の開放的な景観にあわせた白色系の色彩計画とする」ということで追記をさせていただいております。

資料のほうに戻っていただきまして、3ページ目の「温室効果ガスエネルギー共通」でございますけれども、こちらもアクアティクスセンターと同様でございまして「省エネ・再エネ東京仕様」に基づいた「『東京都建築物環境配慮指針』の最高評価の段階3を達成する」という御意見に対しまして、「段階3の達成に努める」ということを記載させていただいております。

めくっていただきまして、4ページ目の「交通渋滞」でございます。

大気や騒音と同様でございまして、こちら「近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されている」ということもございますので、できる限りの影響低減に努めることという御意見でございまして、こちらそういった周辺事業を考慮した対策について追記をさせていただいております。

最後に「交通安全」でございますけれども、先ほど御説明したとおり、江615号、616号というものが通学路として利用されているということもございますので「より一層の交通安全の確保に努めること」という御意見でございまして、こちらにつきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、そもそもこの615号と616号は工事用車両の走行ルートから外して、より一層の安全を図っているということについて追記をさせていただいたところでございます。

評価書案、評価書の内容につきましては以上でございまして、引き続きまして、フォロー

アップ計画につきまして御説明いたします。フォローアップ計画書をご覧くださいませでしょうか。

フォローアップ計画書の77ページに、全体の工程を示させていただいております。こちらは「大気等」「騒音・振動」の工事用車両につきましては、ことしの12月にピークになると想定しておりまして、そのタイミングで調査を実施してまいりたいと考えてございます。建設機械につきましては、ことしの6月にピークになると想定してございまして、そのタイミングで調査を実施する予定でございます。

「交通渋滞」につきましては、工事用車両のピークであることしの12月に実施いたしまして、建設機械も含めまして今年度中ぐらいに一旦、その1ということで御報告ができればと考えてございます。

その他の項目につきましては、竣工後にまとめて実施いたしまして、工事期間中ずっとミティゲーションの実施状況については確認いたしますので、それらの状況も踏まえまして、平成32年度にその2として御報告ができればと考えております。

アリーナにつきましては以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの評価書及びフォローアップ計画書の説明について、何か御質問等はございますでしょうか。谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 「9.9 水利用」の件なのですけれども、諸般の事情等、いろいろ修正されたということは理解はしているつもりですが、前回の評価書案の審査意見書と、そこに「循環利用水（中水）利用を計画しているが」という文言が入っておりますので、それと今度は修正したものとの整合性をどこかでとっておかないといけないのではないかと感じておりますので、その辺は事務局にお任せしますけれども、いろいろ変えられたところは何らかの形で記録として残しておいていただければと思います。

以上です。

○柳会長 事務局、よろしいでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 評価書案の中では、いわゆる中水利用というものがあつたのですけれども、この評価書になるに当たって設備の見直しが入ってございまして、その結果、中水の利用は行わないということになっております。

「9.9 水利用」の項目でございまして、当然、いわゆる水道の蛇口からひねるような上水というのはなるべく使用を抑えて、排水のほうを循環利用するすとか、雨水を利用する

とか、そういった方向で有効に水を利用しましょうという項目でございますので、評価書案のときには中水利用というのをより一層ふやしてくださいという趣旨のことがあるのですが、本質的な趣旨という意味では節水なり上水の使用をなるべく抑えることを目指すということで、評価書のほうではそういう趣旨に基づいてフォローアップしていくということで対応していこうかなと考えてございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。池上委員、どうぞ。

○池上委員 有明アリーナのフォローアップ計画書の「5.16 消防・防災」のところなのですが、ページ71の「ミティゲーションの実施状況」というところです。上のほうなのですが、ここに「災害時の避難経路は、評定期間（防災性能審査委員会 避難安全検証部会）等との協議を踏まえながら、非常時でも迷わず避難できるよう計画する」とあるのですが、私がいつも心配しているのが、絵標識がありますね。非常口というのがあって、非常口を表示するのに右向きだったり左向きだったり、あれは非常口を提示しているだけで、方向を示しているわけではないのです。それをあけたときに、適切に右が非常口になったら右の矢印のものを提示するあるいは左だったら左に提示する。両方可能だったら両方に提示するというように、地下鉄の新宿駅からこの都庁のほうに来るときに、都庁のちょうど突き当たりに、両方に避難できますよという表示が確かにあるのです。そういうように、迷わないようにしていただきたいというのが一つあります。

パラリンピックもありますから恐らく心配はないと思いますが、聴覚障害の方、視覚障害の方、それぞれ音で知らせる場合、光で知らせる場合、いろいろな方法がありますので、バリアフリーの標識にしていきたいなというのがあります。

よろしく願いいたします。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 非常時に迷わないように案内ができるように進めていくというところで考えさせていただいてございますし、バリアフリーの部分につきましては、アクセシビリティガイドラインなども踏まえながら、そういったことも組織委員会とともに決めてきてございますので、そういったところも踏まえながらつくっていきたいと考えてございますので、そのように対応してございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。杉田委員、どうぞ。

○杉田委員 単純に意見ではなくて質問なのですが、大変細かい点で恐縮なのですが「9.9 水利用」のところ、有明アリーナの265ページで、雨水利用の集水面積が16,000㎡

で、雨水の量が11,000m³/年使うと書いてありまして、これは妥当だろうと思うのですが、先ほどのオリンピックアクアティクスセンターの「9.10 水利用」のところでは、293ページにあったのですが、雨水利用が4,200m²で、水量が6,480m³/年と、大変大量の、1,500mmぐらい雨を集めるような計画になっていて、多分、場所が近いので降水量というのは変わらないと思うのですが、この大きな差というのはどういう根拠になっているのかということをお伺いしたいのですが。集水面積に対する年間水量です。

○柳会長 では、事務局のほうでお願いします。

○臼井施設調整担当課長 こちらの集水面積に対してこの水は確保できるという考え方でさせていただいておりますが、確認させていただければと思っております。

○柳会長 それでは、また次の機会に報告をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○臼井施設調整担当課長 少しまた、今回の件とは変わりました別件ですが、オリパラ準備局の臼井から1つ確認したいことがございまして、11月の評価委員会では、新国立競技場の評価書の温室効果ガスの項目の件でございますけれども、野部委員から御質問があった件について確認させていただきたく、少しお時間をいただきたいと思いますと思っております。

確認したい内容については、先日の、新国立競技場の評価書のエネルギーの項目に関する、野部委員からのPALとERRの御質問についてなのですが、先日、私が誤解していたところがあるかもしれませんが、野部先生の御質問は「新国立競技場はPALスター低減率20%とERR27%の達成を目指すのか」という御趣旨でよろしかったでしょうか。

○野部委員 はい。

○臼井施設調整担当課長 急にこんな御質問をして恐縮だったのですが、そうしますと、その件につきましては、新国立競技場のPALスター低減率20%以上とERR27%を満足する施設を想定しておりまして、PALスターとERRの結果はフォローアップで確認して、報告させていただくことを考えております。

先日、質疑がかみ合わず、大変失礼いたしました。

以上です。よろしく願いいたします。

○柳会長 野部委員、何かありますか。

○野部委員 評価書のほうでそう読めなかったもので、そういう御趣旨であれば理解できます。フォローアップでしっかりやっていただければと思います。

○柳会長 それでは、本日、全般を見て何か事務局からの説明について御質問等はございま

すでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして、本日の評価委員会を終了させていただきます。

傍聴人、プレスの方は御退席をお願いいたします。

(午後12時00閉会)